

## 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例案および滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

### 1. 趣旨

現在、本県モーターボート競走事業においては、地方公営企業法（以下「法」という。）の一部を適用し企業会計を導入しているところです。

コロナ禍を経て近年の経営環境等を鑑みるに、次に挙げられるような変化が生じ、新たな組織的な課題が発生しています。

- ・マーケットの拡大が進み、全国 24 場間および他の公営競技との競争が激化し、組織の意思決定に一層のスピード感が求められるようになった。
- ・発売の広域化とともに、業界が一丸となって取り組む施策も多くなり、中央団体をはじめ関係団体と調整する機会が増加した。
- ・地域に必要とされるボートレース場となるため、スポーツ振興や地域振興、ギャンブル依存症対策など、これまでに無かった多様な役割が求められるようになった。

これらの課題に対応するため、一定期間の任期を確保した管理者を設置することで、安定的な収益確保を目指した施策を中長期的に展開し、また、任期内で培った業界内での影響力の下、調整や折衝を円滑に行い、加えて独立した組織として迅速な意思決定や経営判断が可能となるよう、法を全部適用します。このことに伴い、各条例を整備しようとするものです。

### 2. 各条例案の主な内容

#### (1) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

- ①法の規定全部を令和8年4月1日から適用することとします。
- ②管理者として滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「庁長」と言う。）を設置し、滋賀県びわこボートレース事業庁を設けます。
- ③滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例において、競走事業の管理者の項目を追加し、給料月額を、88万円を超えない範囲内において知事が定める額とし、退職手当の支給割合を100分の24.1とします。
- ④その他関係条例（滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例等）について所要の改正を行います。

#### (2) 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例案

- ①法第38条第4項の規定に基づき、給与の種類および基準を定めます。
- ②給与の種類は、給料および手当とします。
- ③給料表は企業管理規程で定めます。
- ④手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当等、退職手当とします。
- ⑤その他関係条例（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等）について所要の改正を行います。

### 3. 施行期日

令和8年4月1日

## 参考資料

総務・企画・公室常任委員会 資料6  
令和7年(2025年)10月9日  
総務部 びわこボートレース局

### モーター ボート競走事業における地方公営企業法全部適用 への移行検討結果について

#### 1. はじめに

びわこボートレース場が果たすべき最大の使命は、モーター ボート競走事業を運営することで収益を生み出し、一般会計への繰出金を確保し、県財政に貢献することです。

近年、我々は、平成27年度に「びわこボートレース場地方公営企業法適用方針（以下、「方針」という。）」を策定し、地方公営企業法（以下、「法」という。）の一部適用を採用、それにより、平成29年度より企業会計を導入した後は、令和5年度にびわこボートレース局に改組し人員を増加するなどの組織強化を図ってきました。

方針の策定から10年目を迎える中、コロナ禍を経て経営環境等が大きく変化していることを踏まえ、昨年度策定した「びわこボートレース場中期経営計画2025」において、法の全部適用への移行を改めて検討するよう位置付けました。

#### 2. 法の適用について

法を適用するにあたっては、財務規定のみ適用する一部適用と、組織規定や身分取扱についても適用する全部適用とに分かれます。企業庁は創設以来、病院事業庁は平成18年度以降、法の全部適用を採用しています。

(●：適用 ×：非適用)

法の規定	概要	一部適用	全部適用
財務規定	公営企業会計方式の採用	●	●
組織規定	管理者の設置、条例による組織の設置	×	●
職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 職員の任免は管理者が行う	×	●

先述のとおり、我々は平成27年当時、方針での検討の結果、法の財務規定のみを導入しましたが、その理由について、以下のとおり整理しました。

- ・企業会計を導入することで収益事業としての位置づけを明確化できる。
- ・減価償却費を計上することで計画的な施設管理や機械更新が可能となる。
- ・全部適用し組織として独立した場合、新たな業務が発生し、非効率になるなどの懸念がある。  
また、管理者の設置により人件費が増加することとなる。

#### 3. 法の一部適用の成果

法の一部適用を行ったことにより、実際、赤字か黒字かを明らかにするという、収益事業として極めて当たり前のことを実現することが可能となりました。

また、減価償却費を計上することで計画的な施設管理費用を留保することが可能となり、職員に経常利益や純利益を追い求める意識が醸成されました。

売上も徐々に回復し、令和2年度に30年ぶりに記録を更新して以降、令和に入って3度も記録を更新し、加えて繰出金も方針策定時の10倍以上に増加しました。それに伴い、起債残高はゼロとなり、建設改良積立金が積み立てられるなど、財務体質的にも極めて強化されました。

単位：億円

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
売上	278.3	347.1	393.4	382.3	401.1	675.3	722.4	693.5	735.7	669.7
うちネット投票	93.6	126.3	164.4	178.7	223.7	488.9	525.0	524.9	545.1	500.0
割合	33.6%	36.4%	41.8%	46.7%	55.8%	72.4%	72.7%	75.7%	74.1%	74.7%
純利益	-	-	5.5	9.5	14.0	40.0	28.3	21.0	17.3	14.1
繰出金	2.0	3.0	4.0	4.0	4.0	20.0	30.0	25.0	23.0	22.0
起債残高	45.3	42.2	39.1	37.0	35.0	23.8	-	-	-	-
建設改良積立金	-	-	-	5.5	4.7	5.1	24.0	50.3	67.7	82.1

※H28年度までは官庁会計のため、純利益と建設改良積立金は無し

#### 4. 近年の状況

しかし一方で、方針の策定から10年が経過し、経営環境等の変化により新たな組織的な課題が発生しております。

- ・マーケットの拡大が進み、ネット投票でどの場の舟券でも買うことができるようになり、全国24場間および他の公営競技との競争が激化した結果、組織の意思決定に一層のスピード感が求められる様になった。
- ・発売の広域化と共に、業界が一丸となって取り組む施策も多くなり、中央団体をはじめ関係団体と調整する機会が増加した。
- ・地域に必要とされるボートレース場となるため、スポーツ振興や地域振興、ギャンブル依存症対策など、これまでに無かった多様な役割が求められるようになった。
- ・法の全部適用は業界から強く勧められている施策であるが、全部適用への移行を進める団体は方針策定時からさらに増加し、現在、全部適用をしていないのは、全国24場の主たる施行者中5団体、実質的には民間へ包括委託していない3団体のみとなった。

時点	法の適用状況		
	全部適用	一部適用	適用なし
H27年度（方針策定時）	8団体	4団体	12団体
R7年度	19団体	4団体	1団体

一部適用の4団体：江戸川（民間へ包括委託）、津、滋賀、福岡

適用なしの1団体：桐生（民間へ包括委託）

また、従来からボートレースを運営するにあたっては、地域や選手、運営団体、中央団体、他場など、多くの団体や組織と調整しながら運用する必要があるため、関係の継続性が強く求められやすい傾向にあります。

## 5. 法の全部適用の検討結果

これらのことと踏まえ、以下のとおり対応したいと考えます。

### 【結論】

全部適用の採用

### 【理由】

- ・管理者に一定期間の任期を確保することにより、安定的な収益確保を目指した施策を中長期的に展開できるようになること。
- ・管理者を設置することにより、業界内で一定の影響力を発揮することで、レースの誘致や開催日程の調整等、中央団体や他場施行者との調整・折衝が円滑に進むことが期待されること。
- ・企業庁や病院事業庁と同様に組織として独立し、かつ管理者を置くことで、迅速な意思決定や経営判断が可能となること
- ・法の一部適用を採用した際の懸念（業務の非効率化や人件費増）は、経営環境の改善等により大きな障害とならなくなつたこと。

### 【適用時期】

可能な限り速やかに移行を進めることから、令和8年度からの導入を目指します。

## 6. 今後の予定

令和7年11月 11月定例会議に関係条例を上程

令和8年4月 法の全部適用開始

# 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

滋賀県モーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）の規定の一部を適用して公営企業会計を導入しているところですが、近年、公営競技における競争の激化、中央団体をはじめとする関係団体と調整する機会の増加、地域に必要とされるボートレース場として果たすべき役割の多様化といった経営環境等の変化により、新たな組織的な課題が発生しています。

こうした課題への対応として、広範な権限を有し一定期間の任期が確保された管理者の設置等を行うことにより、安定的な収益確保を目指した施策の中長期的な展開、関係団体との円滑な調整や折衝、迅速な意思決定や経営判断を行うことができるよう、競走事業に法の規定の全部を適用するため、滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 競走事業に法の規定の全部を令和 8 年 4 月 1 日から適用することとします。（第 2 条関係）
- (2) 競走事業の管理者として滋賀県びわこボートレース事業庁長を設置し、その権限に属する事務を処理させるため滋賀県びわこボートレース事業庁を置くこととします。（第 4 条関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な調整規定を設けることとします。
  - ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - エ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
  - オ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

---

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例

滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の財務規定等」を削り、同条中「法第2条第2項に規定する財務規定等を」を「法の規定の全部を令和8年4月1日から」に改める。

第7条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「知事」を「ボートレース事業庁長」に、「作成しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（管理者および組織）

第4条 競走事業の管理者は、滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）とする。

2 法第14条の規定に基づき、ボートレース事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県びわこボートレース事業庁を置く。

3 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

名 称	担 任 す る 事 务
滋賀県びわこボートレース事業庁建設工事等総合評価審査委員会	ボートレース事業庁長の諮問に応じて滋賀県びわこボートレース事業庁が発注する建

	設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
--	---

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (調整規定)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年滋賀県条例第45号）の施行の日前である場合には、同条例第2条第3号中「第5条」とあるのは、「第6条」とする。

#### (滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

3 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「もしくは病院事業管理者」を「、病院事業管理者もしくは競走事業管理者」に改める。

#### (滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

4 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ中「または病院事業の管理者」を「、病院事業の管理者または競走事業の管理者」に改める。

#### (滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号の次に次の1号を加える。

#### (4)の2 競走事業の管理者

第2条の2第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

#### (4) 競走事業の管理者 100分の24.1

第2条の3第1項および第3項中「病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加える。

付則第5項中「、病院事業の管理者」の右に「、競走事業の管理者」を加え、「病院事業の管理者 教育長」を「病院事業の管理者 競走事業の管理者 教育長」に改める。

別表1 病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

競走事業の管理者

880,000円を超えない範囲内において知事が定める額

「病院事業の管理者」  
別表3の(1)の表中「病院事業の管理者」を 「競走事業の管理者」に改め、別表3の(1)第2

項、第3項、第5項および第6項中「教育長」を「競走事業の管理者、教育長」に改め、同表  
の(2)の表中「病院事業の管理者」を 「競走事業の管理者」に改める。

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

6 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号から第12号までを次のように改める。

(10)から(12)まで 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(滋賀県公文書等の管理に関する条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「および病院事業管理者」を「、病院事業管理者および競走事業管理者」に改める。

(1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）第2条第1項

(2) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第2条第1項

(3) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県条例第4号）第2条第1項

(4) 滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第27条第1項

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際前項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による改正前の滋賀県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては競走事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における前項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、競走事業管理者がした処分その他の行為または競走事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(滋賀県公営競技施設整備基金条例の一部改正)

9 滋賀県公営競技施設整備基金条例（昭和61年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）」に改める。

第6条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県行政手続条例および滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部改正)

10 次に掲げる条例の規定中「病院事業の管理者」の右に「、滋賀県モーター ボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)第4条第1項に規定する競走事業の管理者」を加える。

(1) 滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)第2条第6号

(2) 滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)  
第2条第3号ア

(滋賀県モーター ボート競走条例の一部改正)

11 滋賀県モーター ボート競走条例(昭和27年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「知事」を「滋賀県びわこボートレース事業庁長(以下「ボートレース事業庁長」という。)」に改める。

第5条ただし書および第7条中「知事」を「ボートレース事業庁長」に改める。

(滋賀県災害対策本部条例の一部改正)

12 滋賀県災害対策本部条例(昭和37年滋賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
第2条第4項中「滋賀県病院事業庁長」の右に「、滋賀県びわこボートレース事業庁長」を加える。

滋賀県モーター ボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略  (法の財務規定等の適用)	第1条 省略  (法の適用)
第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） 第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、競走事業に <u>法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u>	第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） 第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、競走事業に <u>法の規定の全部を令和8年4月1日から適用する。</u>
第3条 省略  (新設)	第3条 省略  (管理者および組織)  第4条 競走事業の管理者は、滋賀県びわこボートレース事業庁長（以下「ボートレース事業庁長」という。）とする。 2 法第14条の規定に基づき、ボートレース事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県びわこボートレース事業庁を置く。 3 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。
第4条～第6条 省略  (業務状況説明書類の作成)	第5条～第7条 省略  (業務状況説明書類の提出)
第7条 知事は、競走事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する	第8条 ボートレース事業庁長は、競走事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業

書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(新設)

付則 省略

(新設)

務の状況を説明する書類を4月30日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、競走事業の経営状況を明らかにするためボートレース事業庁長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、ボートレース事業庁長は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

付則 省略

別表（第4条関係）

名称	担任する事務
滋賀県びわこ	ボートレース事業庁長の諮問に応じて滋賀県びわこボ
ボートレース	ートレース事業庁が発注する建設工事等に係る地方自
事業庁建設工	治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第

	<u>事等総合評価</u> <u>審査委員会</u>	3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
--	-------------------------------	--

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略          (利用および提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者もしくは病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関または独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>	<p>第1条～第11条 省略          (利用および提供の制限)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、<u>病院事業管理者もしくは競走事業管理者</u>、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関または独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p>

(4) 省略  
3～5 省略  
第13条以下 省略

(4) 省略  
3～5 省略  
第13条以下 省略

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略          (知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第3条 県は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 知事等（地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 普通          地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額          ア・イ 省略          ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海          区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公          営企業の管理者<u>または病院事業の管理者</u> 2          エ 省略          (2) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略          (知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第3条 県は、知事等の県に対する損害賠償責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 知事等（地方警務官を除く。以下この号において同じ。） 普通          地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額          ア・イ 省略          ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、海          区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、地方公          営企業の管理者、<u>病院事業の管理者または競走事業の管理者</u> 2          エ 省略          (2) 省略</p> <p>第4条以下 省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費 および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(22) 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続 期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9 号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を 経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)・(5)</u> 省略</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費 および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(4)の2 競走事業の管理者</u></p> <p>(5)～(22) 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続 期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9 号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を 経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 競走事業の管理者 100分の24.1</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> 省略</p> <p>4・5 省略</p>

(退職手当の特例)

第2条の3 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。）第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）または職員以外の地方公務員等として在職した後退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当条例第2条第1項に規定する職員（知事等を除く。以下「知事等以外の職員」という。）となつた者（以下「通算職員」という。）が退職手当の支給を受けることなく引き続き副知事となつた場合には、前条第2項の規定は、適用しない。知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き地方公営企業の管理者、病院事業の管理者または教育長となつた場合も、同様とする。

2 省略

3 前項の規定は、第1項の規定の適用を受ける病院事業の管理者または教育長が退職（任期満了による退職後引き続き病院事業の管理者または教育長となつた場合における当該退職を除く。）をした場合における退職手当の額について準用する。この場合において、前項中「副知事」とあるのは「病院事業の管理者または教育長」と、「職員以外の地方公務員等または通算職員」とあるのは「知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等」と読み替えるものとする。

4 省略

(退職手当の特例)

第2条の3 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号。以下「退職手当条例」という。）第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）または職員以外の地方公務員等として在職した後退職手当の支給を受けることなく引き続き退職手当条例第2条第1項に規定する職員（知事等を除く。以下「知事等以外の職員」という。）となつた者（以下「通算職員」という。）が退職手当の支給を受けることなく引き続き副知事となつた場合には、前条第2項の規定は、適用しない。知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等が退職手当の支給を受けることなく引き続き地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長となつた場合も、同様とする。

2 省略

3 前項の規定は、第1項の規定の適用を受ける病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長が退職（任期満了による退職後引き続き病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長となつた場合における当該退職を除く。）をした場合における退職手当の額について準用する。この場合において、前項中「副知事」とあるのは「病院事業の管理者、競走事業の管理者または教育長」と、「職員以外の地方公務員等または通算職員」とあるのは「知事等以外の職員または職員以外の地方公務員等」と読み替えるものとする。

4 省略

第2条の4～第14条 省略

付 則

1～4 省略

5 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者および教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係る船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 教育長 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、別表3の(1)の規定を適用する。

6～8 省略

別表1 (第2条関係)

区分	給料月額
省略	
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内において知事が定める額
(新設)	
省略	

別表2 省略

第2条の4～第14条 省略

付 則

1～4 省略

5 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者および教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係る船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 競走事業の管理者 教育長 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、別表3の(1)の規定を適用する。

6～8 省略

別表1 (第2条関係)

区分	給料月額
省略	
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内において知事が定める額
競走事業の管理者	<u>880,000円を超えない範囲内において知事が定める額</u>
省略	

別表2 省略

別表3（第10条関係）

## (1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費および宿泊料

区分	鉄道賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行雑費 (1夜に つき)	宿泊料 (1夜につき)	
						甲地	乙地
省略							
地方公営企業の管 理者	その乗 車に要 する運 賃	上級 運賃	実費	その乗 車に要 する運 賃	780	15,600	10,800
病院事業の管理者							
教育長							
常勤を要する監査 委員							
常勤を要する人事 委員会の委員							

1 省略

2 鉄道旅行で、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合  
(地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を  
要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要そ  
の他特別の事情がある場合に限る。) は、運賃のほかに特別車両料金  
を支給する。

3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合におい

別表3（第10条関係）

## (1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費および宿泊料

区分	鉄道賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行雑費 (1夜に つき)	宿泊料 (1夜につき)	
						甲地	乙地
省略							
地方公営企業の管 理者	その乗 車に要 する運 賃	上級 運賃	実費	その乗 車に要 する運 賃	780	15,600	10,800
病院事業の管理者							
競走事業の管理者							
教育長							
常勤を要する監査 委員							
常勤を要する人事 委員会の委員							

1 省略

2 鉄道旅行で、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合  
(地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教  
育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員につ  
いては、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。) は、運賃  
のほかに特別車両料金を支給する。

3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合におい

ては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。

#### 4 省略

5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。

6 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。

#### 7～10 省略

##### (2) 移転料

区分	路程50 キロメ ートル 未満	路程50 キロメ ートル 以上100	路程100 キロメ ートル 以上300	路程300 キロメ ートル 以上500	路程500 キロメ ートル 以上1,0	路程1,0 00キロ メート ル以上	路程1,5 00キロ メート ル以上	路程2,0 00キロ メート ル以上

ては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。

#### 4 省略

5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。

6 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者、競走事業の管理者、教育長ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。

#### 7～10 省略

##### (2) 移転料

区分	路程50 キロメ ートル 未満	路程50 キロメ ートル 以上100	路程100 キロメ ートル 以上300	路程300 キロメ ートル 以上500	路程500 キロメ ートル 以上1,0	路程1,0 00キロ メート ル以上	路程1,5 00キロ メート ル以上	路程2,0 00キロ メート ル以上

		キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	00キロ メート ル未満	1,500キ ロメー トル未 満	2,000キ ロメー トル未 満	
--	--	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------	--

省略

副知事	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
地方公営 企業の管 理者								
病院事業 の管理者								
教育長								
常勤を要 する監査 委員								
常勤を要 する人事 委員会の 委員								

移転料の額の算定は、一般職の職員の例による。

		キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	キロメ ートル 未満	00キロ メート ル未満	1,500キ ロメー トル未 満	2,000キ ロメー トル未 満	
--	--	------------------	------------------	------------------	------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------	--

省略

副知事	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
地方公営 企業の管 理者								
病院事業 の管理者								
競走事業 の管理者								
教育長								
常勤を要 する監査 委員								
常勤を要 する人事 委員会の 委員								

移転料の額の算定は、一般職の職員の例による。

(3) 省略

別表4 省略

(3) 省略

別表4 省略

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条・第2条 省略            (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) および(11) 削除</u></p> <p><u>(12) 公営競技開催業務手当</u></p> <p>(13)～(38) 省略</p> <p>第4条～第11条 省略  <u>(公営競技開催業務手当)</u></p> <p><u>第12条 公営競技開催業務手当は、公営競技を開催する機関に勤務する職員がモーター艇競走の開催現場において開催業務(人事委員会規則で定める業務に限る。)に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき610円とする。</u></p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条・第2条 省略            (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) から(12)まで 削除</u></p> <p>(13)～(38) 省略</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県公文書等の管理に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、 <u>公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第19条第1項において同じ。）</u> （以下この条において「 <u>県設立地方独立行政法人</u> 」という。）をいう。	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、 <u>公営企業管理者、病院事業管理者および競走事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第19条第1項において同じ。）</u> （以下この条において「 <u>県設立地方独立行政法人</u> 」という。）をいう。
2～5 省略 第3条以下 省略	2～5 省略 第3条以下 省略

滋賀県情報公開条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者 <u>および病院事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、 <u>病院事業管理者</u> <u>および競走事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
2 省略	2 省略
第3条以下 省略	第3条以下 省略

滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者 <u>および病院事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第6条において同じ。）をいう。	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、 <u>病院事業管理者および競走事業管理者</u> ならびに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第6条において同じ。）をいう。
2 省略 第3条以下 省略	2 省略 第3条以下 省略

滋賀県環境基本条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
第1条～第26条 省略 (滋賀の環境自治を推進する委員会の設置) 第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理者 <u>および病院事業管理者</u> （以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。	第1条～第26条 省略 (滋賀の環境自治を推進する委員会の設置) 第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理、 <u>病院事業管理者</u> および競走事業管理者（以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。
2～6 省略 第28条以下 省略	2～6 省略 第28条以下 省略

滋賀県公営競技施設整備基金条例新旧対照表（付則第9項関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略          (繰替運用)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、施設整備に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略          (繰替運用)</p> <p>第5条 <u>滋賀県びわこボートレース事業庁長</u>（以下「ボートレース事業庁長」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>ボートレース事業庁長</u>は、施設整備に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県行政手続条例新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
<p>第1条 省略          (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令（法律等および条例等をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略          (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県の機関 地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、<u>滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）</u>第4条第1項に規定する競走事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令（法律等および条例等をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(7)・(8) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新
<p>第1条 省略          (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 県の機関等 次に掲げるものをいう。          ア 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法令もしくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(11) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略          (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 県の機関等 次に掲げるものをいう。          ア 議会、地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として県に置かれる機関、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）第3条第1項に規定する管理者、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第4条第1項に規定する病院事業の管理者、<u>滋賀県モーター競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）</u>第4条第1項に規定する競走事業の管理者、警察本部（警察署を含む。）もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法令もしくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(11) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県モーター ボート競走条例新旧対照表（付則第11項関係）

旧	新
第1条・第2条 省略	第1条・第2条 省略
第3条 競走開催の日時は、 <u>知事が</u> 定める。	第3条 競走開催の日時は、 <u>滋賀県びわこボートレース事業庁長</u> （以下「 <u>ボートレース事業庁長</u> 」という。）が定める。
第4条 省略	第4条 省略
第5条 入場者が特別席へ入場するときは、入場料とは別に、特別席料として1人につき1,000円を徴収する。ただし、 <u>知事</u> が必要があると認めるときは、これを減額し、または徴収しないことができる。	第5条 入場者が特別席へ入場するときは、入場料とは別に、特別席料として1人につき1,000円を徴収する。ただし、 <u>ボートレース事業庁長</u> が必要があると認めるときは、これを減額し、または徴収しないことができる。
第6条 省略	第6条 省略
第7条 この条例に定めるものの外、競走実施についての細則その他必要な事項は、 <u>知事が</u> 定める。	第7条 この条例に定めるものの外、競走実施についての細則その他必要な事項は、 <u>ボートレース事業庁長</u> が定める。
付則 省略	付則 省略

滋賀県災害対策本部条例新旧対照表（付則第12項関係）

旧	新
<p>第1条 省略          (組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 災害対策本部員は、滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第1条に規定する知事公室および部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、教育委員会教育長ならびに警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略          (組織)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 災害対策本部員は、滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第1条に規定する知事公室および部の長、滋賀県企業庁長、滋賀県病院事業庁長、<u>滋賀県びわこボートレース事業庁長</u>、教育委員会教育長ならびに警察本部長ならびに知事が任命する者をもつて充てる。</p> <p>5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

# 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例案要綱

## 1 制定の理由

滋賀県モーターボート競走事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用することに伴い、同法第 38 条第 4 項の規定に基づき、滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例を制定しようとするもので

す。

## 2 概要

- (1) この条例は、地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準を定めるものとします。（第 1 条関係）
- (2) 給与の種類および内容について規定することとします。（第 2 条関係）
- (3) 職務の種類に応じ給料表を設けることとします。（第 3 条関係）
- (4) 手当の基準および支給対象について規定することとします。（第 4 条から第 23 条まで関係）
- (5) 職員が勤務しないときの給与の減額について規定することとします。（第 24 条関係）
- (6) 非常勤の職員の給与については、ボートレース事業庁長が予算の範囲内で別に定めることとします。（第 25 条関係）
- (7) 職員が休職にされたときの給与の支給について規定することとします。（第 26 条関係）
- (8) 職員が自己啓発等休業等をしている期間の給与の不支給について規定することとします。（第 27 条から第 29 条まで関係）
- (9) その他
  - ア この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例案  
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

---

滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、競走事業（滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号。以下「設置条例」という。）第1条に規定する競走事業をいう。）に従事する企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類および基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、給料および手当とする。

2 給料は、ボートレース事業庁長（設置条例第4条第1項に規定するボートレース事業庁長をいう。以下同じ。）が定める正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 前項の給料表の給料額は、職務の級および当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 第1項の給料表は、法第38条第2項および第3項の規定の趣旨に従って定めなければならぬ。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうちボートレース事業庁長が指定する職にあるもの（以下「管理職員」という。）に対して、その職の特殊性に基づき支給する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭

和32年滋賀県条例第27号) 第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する職員としてボートレース事業庁長が定める職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母および祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害を有する者

(地域手当)

第6条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮してボートレース事業庁長が定める地域に在勤する職員に対して支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額13,000円を超える家賃(使用料を含む。同号において同じ。)を支払っている職員(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他ボートレース事業庁長が定める職員を除く。)
- (2) 第9条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(公舎その他ボートレース事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額13,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定めるもの

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(第3号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび同号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下この条において同じ。)または自転車その他ボートレース事業庁長が定める交通の用具(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道

2 キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

（単身赴任手当）

第9条 単身赴任手当は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のボートレース事業庁長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離を考慮してボートレース事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮してボートレース事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 新たにこの条例の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のボートレース事業庁長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮してボートレース事業庁長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（在宅勤務等手当）

第10条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとしてボートレース事業庁長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他ボートレース事業庁長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、ボートレース事業庁長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

（特殊勤務手当）

第11条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

（時間外勤務手当）

第12条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が定めるところにより週休日（勤務時間を

割り振らない日をいう。以下同じ。) の振替等を行った場合において、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(ボートレース事業庁長が別に定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第13条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が当該職員の週休日に当たるときは、ボートレース事業庁長が定める日)および12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(以下「休日等」という。)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間中に勤務した全時間(ボートレース事業庁長が定めるところにより他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合(第16条において「休日の振替が行われた場合」という。)における正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間(以下この条において「振替により勤務を要しないこととされる時間」という。)に相当する時間を除く。)について、振替により勤務を要しないこととされる時間(休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。以下この条において同じ。)において特に勤務することを命ぜられた職員に対して振替により勤務を要しないこととされる時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとしてボートレース事業庁長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第14条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第15条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等(その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替が行われた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替が行われた場合において正規の勤務時間の全てが勤務することを要しないこととされた日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

- (1) 任期が6月に満たない者（ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）（前号に掲げる者を除く。）であって、1週間当たりの勤務時間がボートレース事業庁長が定める勤務時間未満のもの

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（ボートレース事業庁長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。  
(災害派遣手当等)

第19条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項または大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

第20条 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する

法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

第21条 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員に対して、その職員が住所または居所を離れて滋賀県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

（退職手当）

第22条 退職手当は、職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

（1）職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じたため退職した場合

（2）負傷または病気によりその職に堪えず退職した場合

（3）前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合

（4）在職中に死亡した場合

2 ポートレース事業庁長は、退職した者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部または一部を支給しないこととすることができます。

（1）地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分またはこれに準ずる処分を受けた者

（2）地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者

（3）地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当し退職させられた者またはこれに準ずる者

3 ポートレース事業庁長は、在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当について、当該退職手当の額が支払われる前にあってはその全部または一部の支給を制限し、当該退職手当の額が支払われた後にあってはその額の全部もしくは一部の返納または当該退職手当の額の全部もしくは一部に相当する額の納付をさせることができる。この場合においては、あらかじめ、人事委員会の意見を聴かなければならない。

4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条および第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第23条 第12条から第14条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第5条、第7条、第9条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年前再任用短時間勤務職員（同条第3項に規定する定年前再任用

短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。) を除く。) について、第5条、第9条および前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 第4条、第5条、第7条、第9条、第16条および第19条から第21条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇（会計年度任用職員にあっては、有給の休暇）による場合その他その勤務しないことにつき特にボートレース事業庁長の承認があった場合を除き、ボートレース事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他ボートレース事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（高年齢としてボートレース事業庁長が定める年齢に達した当該職員が当該年齢に達した日以後の日でボートレース事業庁長が認める日から当該職員に係る定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他ボートレース事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢によりボートレース事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）または子育て支援時間（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

(非常勤の職員の給与)

第25条 非常勤の職員（会計年度任用職員および地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、ボートレース事業庁長が予算の範囲内で別に定めるものとする。

(休職者の給与)

第26条 職員が休職にされたときは、ボートレース事業庁長が定めるところにより給与を支給することができる。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第27条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第28条 地方公務員法第26条の6 第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第29条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(退職手当に関する特例)

2 会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第22条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者」とあるのは、「会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者であって、勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく企業管理規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月の日数（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているもの」とする。

(暫定再任用職員についての適用除外等)

3 第5条、第9条および第22条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（同法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）には適用しない。

4 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

5 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「を除く」を「および滋賀県モーター・ボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第1条に規定する競走事業に従事する企業職員（以下「競走事業職員」という。）である特定任期付企業職員（以下「特定任期付競走事業職員」という。）を除く」に改める。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

第12条 滋賀県モーター ボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第号。以下「競走事業職員給与条例」という。）第4条、第5条および第7条の規定は、特定任期付競走事業職員には、適用しない。

2 特定任期付競走事業職員に対する競走事業職員給与条例第3条第2項、第16条および第23条第1項の規定の適用については、競走事業職員給与条例第3条第2項中「職務の級および当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、競走事業職員給与条例第16条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項および第23条第1項において「管理職員等」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」と、競走事業職員給与条例第23条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

第13条 競走事業職員給与条例第22条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された競走事業職員には、適用しない。

（滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正）

6 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第10条の2第1項または」を「第10条の2第1項、」に改め、「第5条」の右に「または滋賀県モーター ボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第号）第4条」を加える。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

7 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する病院事業」の右に「および滋賀県モーター ボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第1条に規定する競走事業」を加える。

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第8条 省略            (企業職員の給与に関する特例)</p> <p>第9条 特定期付企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員（以下「病院事業職員」という。）である特定定期付企業職員（以下「特定定期付病院事業職員」という。）を除く。）の手当の種類は、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）第2条第3項の規定にかかわらず、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とする。</p>	<p>第1条～第8条 省略            (企業職員の給与に関する特例)</p> <p>第9条 特定期付企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員（以下「病院事業職員」という。）である特定定期付企業職員（以下「特定定期付病院事業職員」という。）を除く。）の手当の種類は、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）第2条第3項の規定にかかわらず、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および退職手当とする。</p>
<p>第10条・第11条 省略            (新設)</p>	<p>第10条・第11条 省略</p> <p>第12条 滋賀県モーターべーと競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第1号。以下「競走事業職員給与条例」という。）第4条、第5条および第7条の規定は、特</p>

	<u>定期期付競走事業職員には、適用しない。</u>
	<u>2 特定期付競走事業職員に対する競走事業職員給与条例第3条第2項、第16条および第23条第1項の規定の適用については、競走事業職員給与条例第3条第2項中「職務の級および当該職務の級ごとの号給」とあるのは「号給」と、競走事業職員給与条例第16条第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項および第23条第1項において「管理職員等」という。）が」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「管理職員等が」と、競走事業職員給与条例第23条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</u>
(新設)	<u>第13条 競走事業職員給与条例第22条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された競走事業職員には、適用しない。</u>
第12条 省略	<u>第14条 省略</u>
付則 省略	付則 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略          (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師および歯科医師が占める職その他その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。)とする。</p> <p>(1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)          第9条第1項、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号) <u>第10条の2第1項または滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)</u> 第5条の規定により管理職手当を支給する職</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略          (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師および歯科医師が占める職その他その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。)とする。</p> <p>(1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)          第9条第1項、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号) <u>第10条の2第1項、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)</u> 第5条<u>または滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(令和7年滋賀県条例第号)</u> 第4条の規定により管理職手当を支給する職</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。以下「職員」という。）の給与の種類および基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、企業職員（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業および滋賀県モーターポート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）第1条に規定する競走事業に従事する企業職員を除く。以下「職員」という。）の給与の種類および基準を定めるものとする。</p>
第2条以下 省略	第2条以下 省略